

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI/目標

1. 普及啓発・本人発信支援

※評価(案)：「評価基準」に従って3年目FUの進捗を基に算出した評価

認知症施策推進 関係閣僚会議(第4回)	資料1-2
令和4年12月23日	

(1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
1 企業・職域型の認知症サポーター養成数 400万人（認知症サポーター養成数 1200万人（ 2020年度 ））	厚生労働省	企業・職域型 約234万人 認知症サポーター 約1,144万人 (H31.3月末時点)	認知症サポーターは2020年度の目標値を超える約1,391万人を養成し、うち、企業・職域型の認知症サポーターは約291万人養成した。（いずれも令和4年6月末時点の養成数）	引き続き、認知症サポーターの養成を進め、特に企業・職域型の認知症サポーターの養成に努める。また、認知症サポーターの養成を切れ目なく進めていくために、オンライン講座の活用を促し、受講機会拡大を図る取組を実施していく。 2020年度末となっている認知症サポーター数の新たなKPI(案)は「認知症サポーター数 1500万人」とする。	B
2 学び（社会教育施設での講座の受講等）を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省		社会教育を基盤とした取組（社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参考事例を含む）について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組（社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参考事例を含む）について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。	S
3 毎年、継続して表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を周知	厚生労働省		令和4年2月に、地域共生政策自治体連携機構において、「認知症サポーターキャラバン」令和3年度 表彰式・報告会」をオンラインで開催し、キッズサポーターによる作品や認知症サポーターの活動の先進的事例などを表彰・報告会を実施した。	・引き続き、ホームページやSNSを通じた周知活動に努める。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染状況を踏まえつつ、オンライン開催を含め実施を検討する。	対応中
4 医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修における意思決定支援に関するプログラムの導入率 100%	厚生労働省	-	・令和3年度の調査研究で、病院勤務の医療従事者、歯科医師・薬剤師向けの認知症対応力向上研修において、意思決定支援に関する内容を盛り込んだ研修カリキュラムの改訂を行った。 ・令和3年度の調査研修で、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや意思決定支援の理解促進・定着を図るために、医療・介護専門職向けのリーフレットを作成した。	・令和4年度の調査研究において、看護職員向け認知症対応力向上研修の研修カリキュラム改訂に取り組む。 ・昨年度の調査研究で作成したリーフレット等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図る。	A
5 自治体における、事前に本人の意思表明を確認する取組の実施率 50%	厚生労働省	-	令和3年度の調査研究において、事前の本人の意思表明確認や意思決定支援に関する取組を実施している自治体は62%であった。	昨年度の調査では50%を超えていたものの、ガイドラインの情報提供のみという回答もあったことから、取組の推進・内容の充実を図るため、調査研究結果や上記リーフレット等を活用して周知を図っていく。 新たなKPI(案)は「自治体における、事前に本人の意思表明を確認する取組の実施率 70%」とする。	S
6 世界アルツハイマーー及び月間における普及・啓発イベント等の開催	厚生労働省		・世界アルツハイマーーにあわせて、令和3年9月15日～21までの間、認知症施策関係省庁とともに、認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を浮かび上がらせる取組（オレンジリングドレスアップ）を行った。 ・都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。 ・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県2,423イベント。	・令和4年度においても、9月20日～22までの間、認知症施策関係省庁とともに、オレンジリングドレスアップを実施。 ・また、都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。 ・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県4,140イベント（令和4年9月時点） ・令和5年度以降も、イベントの継続的な実施を求めていく。	対応中
7 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室のSNSを活用し、普及・啓発にかかる情報を発信	厚生労働省		厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課のFacebook（オレンジポスト～知る認知症～）を活用し、認知症に関する知識の普及啓発や国の認知症施策の周知、世界アルツハイマー月間のイベントの報告などを図った。	引き続き、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課のFacebookに加え、厚生労働省のSNS（Twitter・Facebook）を活用した認知症に関する普及啓発や認知症施策の周知、世界アルツハイマー月間のイベントの報告などに努める。	対応中

(2) 相談先の周知

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
8 広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村 100%	厚生労働省	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の実績は1,657市町村(95.2%) ・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村が広報誌やホームページ等による認知症の相談窓口の周知に一層取り組んでいただくよう、都道府県へ周知・助言をお願いした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村の取組状況を調査・把握し、相談窓口の周知を行っていない市町村に対して、都道府県を通じて、広報誌やホームページへの掲載作業を行うよう依頼する。 	A
9 厚生労働省ホームページに全市町村の認知症に関する相談窓口へのリンクを掲載	厚生労働省	—	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報公表システムにおいて、認知症に関する相談窓口の名称、連絡先等を広く検索、閲覧が出来る機能を搭載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス情報公表システムにおいて、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村数は令和4年度10月現在で1,680市町村。 ・全国課長会議等を通じて、相談窓口の周知に介護サービス情報公表システムを活用いただくよう周知を行う。 	A
10 認知症の相談窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加	厚生労働省	—	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、認知症の相談窓口の認知度については、関係者が53.7%、住民が29.2%となっている。 ・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村が管内の認知症に関する相談体制を整備し、周知を推進していくよう、都道府県へ周知・助言をお願いした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村による認知症に関する相談窓口の周知の取組への働きかけや、介護サービス情報公表システムの周知を行う。 	対応中
11 市町村における「認知症ケアバス」作成率 100%	厚生労働省	1,382市町村(79.4%) (平成30年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績は1,605市町村(92.2%)。 ・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアバスの作成と活用に関する個別の支援手法の調査」を実施し、認知症ケアバスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、認知症ケアバスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。 	A
12 各市町村で構築される権利擁護支援の地域ネットワークにおける、法テラスの法的支援制度の円滑利用	法務省		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関を集めた協議会の開催や、個別の業務説明等を通じて、無料法律相談や弁護士費用等の立替を行う民事法律扶助制度を周知している。 ・厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」の実施主体となり、研修プログラム案の一つとして、法テラスの法的支援制度の円滑な利用方法等を学ぶためのプログラムを開発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、民事法律扶助制度の周知を行う。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修が実施された場合、開発したプログラム案の見直し等を行う。 	対応中

(3) 認知症の人本人からの発信支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(案)
13 認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））の創設	厚生労働省		5名の希望大使には、認知症の人からのメッセージ動画作成の企画運営に携わっていただいた。また、活動内容等を報告いただき、ホームページに掲載した。	引き続き、国が行う認知症普及啓発活動などに協力いただく予定。	S
14 全都道府県において キャラバン・メイト大使（仮称）の設置	厚生労働省	—	・令和2年9月30日、全国初の地域版希望大使が静岡県で委嘱され、その後も令和4年6月までに香川県、大分県、熊本県、愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、岐阜県、長崎県、千葉県で地域版希望大使が委嘱されている。 ・候補者選定の経緯を聞き取り、他の都道府県へ情報共有を行い、ホームページやSNSで周知を行った。	・13都県で地域版希望大使が設置されている。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業において、地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援に関する調査研究を実施し、その結果を都道府県に周知予定である。 ・引き続き、ホームページやSNSにおいて、地域版希望大使に関する周知を行う予定である。 【進捗状況が低調な理由】 設置している都道府県が少なく、委嘱までの手続きや委嘱後の活動方法等について、参考とする事例が少ないとの声がある。 【対応策】(案) 大使未設置の都道府県が、本人の意思や自主性を尊重して任命できるよう、また、任命後に大使自らが活躍する取り組みを支援できるよう、令和4年度老人保健健康増進等事業「地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援に関する調査研究」の結果を踏まえ、先行事例や活動内容に関する情報とともに、大使からの意見や提案を都道府県が具現化するための留意点等を周知する。	C
15 毎年、世界アルツハイマーー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベント等を開催	厚生労働省		・世界アルツハイマーーにあわせて、令和3年9月15日～21日までの間、認知症施策関係省庁とともに、認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を浮かび上がらせる取組（オレンジリングドレスアップ）を行った。 ・都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。 ・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県2423イベント。	・令和4年度においても、9月20日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、オレンジリングドレスアップを実施。 ・また、都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。 ・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は4,140イベント（令和4年9月時点） ・令和5年度以降も、イベントの継続的な実施を求めていく。	対応中
16 全都道府県においてピアサポートによる本人支援を実施	厚生労働省	—	・令和3年度は15都道府県でピアサポート事業を実施（32%）。 ・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業（ピアサポート活動支援事業）によってピアサポート活動に関する予算支援を行った。 ・令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（都道府県版）にピアサポート活動の支援の実施に関する項目を設け、取組実施を促した。 ・全国課長会議等を通じて、事例集の周知を行った。	・引き続き、ピアサポート活動の予算支援を継続する。 ・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（都道府県版）においてもピアサポート活動の支援の実施に関する項目を設け、取組実施を促す。 ・全国課長会議等を通じて、ピアサポートによる本人支援を推進していただくよう依頼する。 ・引き続き、取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定。	B
17 全市町村において本人の意見を重視した施策の展開	厚生労働省	—	・令和3年度は257市町村で本人ミーティングを実施（14.8%）した。 ・地域支援事業の認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）による認知症の本人のニーズを地域で共有する取組を実施する認知症地域支援推進員の設置について、予算支援を行った。 ・令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（市町村版）に認知症当事者への意見聴取・本人ミーティング開催に関する項目を設け、取組実施を促した。	・引き続き、認知症地域支援推進員の設置の予算支援を継続する。 ・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（市町村版）においても認知症当事者への意見聴取・本人ミーティング開催に関する項目を設け、取組実施を促す。 ・取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有する。 【進捗状況が低調な理由】 本人の意見を重視した施策の展開例について、全国的に実施している市町村が少なく、参考とする活動事例が少ないとの声がある。 【対応策】(案) 各地の好事例を共有し、「本人の意見を重視」することが全ての事業に共通する考え方として浸透するよう、令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症の本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究」の結果を踏まえ、市町村向けの手引きを作成し周知を図るとともに、市町村が本人の声を聞きながら施策・事業を実施する際の留意点等を周知し、未実施の市町村にも実施を促していく。	C

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI／目標

2. 予防

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

※評価(案)：「評価基準」に従って3年目FUの進捗を基に算出した評価

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
18 介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	厚生労働省	5.7%(平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月に、先進的な事例等を参考に類型化した事例集「通いの場の類型化について(Ver.1.0)」を公表し、自治体に周知するとともに、更なる取組事例の収集を実施した。 通いの場への参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症流行下の令和2年度における参加率は4.5%に低下している(令和3年度における参加率は令和5年1月度で公表予定)。 「介護予防マニュアル」について、制度の見直しや最新のエビデンス・取組方法・評価指標に沿った内容へ更新し、令和4年4月に改訂版(第4版)を公表した。 介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)により、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症流行下において活動を自粛している通いの場が一定数みられていることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知や特設WEBサイト、通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を実施する。 	B
19 成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度に高める	文部科学省	成人の週1回以上のスポーツ実施率 53.6% (R1.2月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ参画人口拡大に向けた取組モデルの創出事業を、前年度に引き続き実施した。 生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する取組を前年度に引き続き支援した。 成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%(令和3年度、令和4年2月末公表) 	<p>令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」に基づき、性別、年齢、障害の有無等に関わらず、スポーツの実施について広く一般に向けた普及啓発や環境整備等を行うため、スポーツ実施率の向上に向けた総合研究やスポーツ人口拡大に向けた取組モデルの更なる創出等を行う。</p> <p>新たなKPI(案)は、上記計画に基づき「成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる(2026年度末)」とする。</p> <p>【進捗状況が低調な理由】 成人のスポーツ実施率は、年代別・性別によって差があり、特に、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向があり、当該各年代において成人全体のスポーツ実施率である56.4%を下回っている。また、男性の週1回以上のスポーツ実施率が58.5%であるのに対し、女性は54.1%と低くなっている。</p> <p>【対応策】(案) 令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」に基づき、スポーツ実施率の低い働く世代・子育て世代や女性に対するスポーツ実施に向けた環境整備を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、スポーツの価値の認識の拡大を図り、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体が日々の生活の中でスポーツに親しめる「Sport in Life」の推進に向けた取組を一層進める。</p>	未達成
20 学び（社会教育施設での講座の受講等）を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省		社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。	S

(2) 予防に関するエビデンスの収集の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(実)
21 認知症予防に関する取組の事例集作成	厚生労働省		令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する効果的な取組事業に関する調査研究事業」において、認知症予防の取組を積極的に推進する自治体の事例集を作成・周知した。	作成した事例集について、自治体における活用を促すとともに、自治体の取組状況の把握に努めていく。	S
22 認知症予防に関する取組の実践に向けたガイドラインの作成	厚生労働省		令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する取組の実践に向けたガイドラインの作成に関する調査研究」において、全国の予防に資する取組の実態調査を行い、取組を効果的に実施するための企画・調整・実施・評価におけるポイント等について整理したものを手引きとして取りまとめ、周知した。	作成した手引きについて、自治体への周知に加え、厚生労働省ホームページ等でも周知し、自治体における活用を促すとともに、自治体の取組状況の把握に努めていく。	S
23 認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成	厚生労働省		No22と同様、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する取組の実践に向けたガイドラインの作成に関する調査研究」において、全国の予防に資する取組の実態調査を行い、取組を効果的に実施するための企画・調整・実施・評価におけるポイント等について整理したもの的手引きとして取りまとめ、周知した。	作成した手引きについて、自治体への周知に加え、厚生労働省ホームページ等でも周知し、自治体における活用を促していく。また、令和4年度厚生労働省認知症政策研究事業「軽度認知障害の人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」において「あたまとからだを元気にする MCIハンドブック」を作成予定である。	S
24 介護保険総合データベースやCHASEによりデータを収集・分析し、科学的に自立支援や認知症予防等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示	厚生労働省		・令和3年度介護報酬改定において創設したLIFEで、令和4年5月に、入力したデータを事業所単位で集計したフィードバック票の提供を開始した。 ・事業所におけるPDCAサイクルを推進する観点から、好事例の収集や活用に資するマニュアル等の作成を行った。	・令和3年度介護報酬改定において創設したLIFEについて、事業所へのフィードバック内容を拡充する予定である。 ・事業所におけるPDCAサイクルを推進する観点から、フィードバックを解釈し活用する手法や収集した好事例等について、引き続き周知を行っていく。	対応中

(3) 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(実)
25 認知機能低下の抑制に関する機器・サービスの評価指標・手法の策定	経済産業省 厚生労働省		【経済産業省】「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において、多因子介入（運動指導・栄養指導・認知機能訓練）による効果検証や評価指標の検討を実施している。加えて、事業者が製品・サービスを開発する際の研究デザインや研究結果の謳い方にに関する、アカデミアの考え方を示す提言（仮）について議論や整理を行った。 【厚生労働省】経済産業省との意見交換・情報交換を行った。	【経済産業省】「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において多因子介入（運動指導・栄養指導・認知機能訓練）による効果検証や評価指標の検討を実施する。また、事業者が製品・サービスを開発する際の研究デザインや検証結果の謳い方にに関する、アカデミアの考え方を示す提言（仮）の作成および発信を支援する。 【厚生労働省】引き続き、経済産業省との意見交換・情報交換を進めていく。	対応中

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI/目標

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

※評価(案)：「評価基準」に従って3年目FUの進捗を基に算出した評価

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
26 認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開	厚生労働省		令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省ホームページにおいて活動の手引き及び事例集を掲載していることについて、市町村や認知症地域支援推進員等への周知を依頼した。	引き続き、課長会議等で活動の手引きや事例集についての周知を行う予定である。	S
27 全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講	厚生労働省	—	・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、研修受講による効果や受講にかかる費用の予算措置について周知し、積極的な受講を依頼した。 ・市町村に配置されている認知症地域支援推進員:8,078人うち、新任者研修又は現任者研修のいずれか、あるいは両方受講した推進員は7,100人となっている。	・令和4年度の新任者・現任者研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、集合型あるいはオンラインのいずれかで実施する。 ・全国の認知症地域支援推進員へこれまでの研修受講状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定。引き続き、課長会議等で研修受講に関する取組を周知し、受講を促す予定である。	A
28 「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 70%	厚生労働省	—	「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局の割合は、令和3年12月31日時点で78.8%である。	引き続き、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局の割合が増加するよう、「患者のための薬局ビジョン」の取組の推進に努める。 新たなKPI(案)は「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 80%とする。	S
29 認知症初期集中支援チームの先進的な活動事例集作成	厚生労働省		令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、事例集を作成し、自治体への周知を行った。	引き続き、事例集について周知・活用を促していく。	S
30 初期集中支援チームにおける訪問実人数全国で年間40,000件、医療・介護サービスにつながった者の割合 65%	厚生労働省	年間訪問実人数:17,972人 (H30年度末)	【訪問実人数】 16,405人 【医療・介護サービスにつながった者の割合】 医療につながった者:84.6% 介護につながった者:66.1% 令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、事例集を作成し、自治体への周知を行った。	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において、認知症初期集中支援チームが対応すべき対象者の把握方法、地域包括支援センター等の関係する事業・施策との役割分担等を明確化するための検討を行う予定。 【進捗状況が低調な理由】 自治体によって、初期集中支援チームの活動スタイルや地域包括支援センター等の他の連携機関との連携状況、訪問実施体制が異なっており、初期集中支援チームの対応件数に差が生じている可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりチームによる実際の訪問が出来なかつた可能性がある。 【対応策】(案) 令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において、自治体の規模・人員体制・特色等に応じた初期集中支援チームの活動状況を把握し、今後の事業のあり方を検討するとともに、好事例や対応困難事例についての共有・周知を行う。	C S

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
31 認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上 (2020年度末)	厚生労働省	449ヶ所設置 (二次医療圏域:301ヶ所 (89.9%)) (R1年4月末時点)	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)において、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を行った。 ・496カ所設置(二次医療圏域:317カ所 (94.6%)) (令和4年5月)	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターの整備方針・整備目標の妥当性の検証や、事業評価のあり方について検討する予定である。 新たなKPI(案)は、大綱対象期間の終了年まで延長し「認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上」とする。 【進捗状況が低調な理由】 ほぼ目標値に近い数の認知症疾患医療センターを整備している状況であるが、自治体によっては、現状のセンター数で充足していたり、設置について引き続き準備中・検討中であるため、目標値には達していない可能性がある。 【対応策】(案) 現状、目標である500カ所に近い値になっていることから、令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究」において、500カ所を達成した後の目標の設定の必要性や、未設置圏域の今後の方針についてなど、認知症疾患医療センターのあり方について検討する予定である。	未達成
32 市町村における認知症に関する相談窓口の掲載 100%	厚生労働省	—	令和3年度の実績は1,657市町村(95.2%)である。	市町村の取組状況を調査・把握し、相談窓口の周知を行っていない市町村に対して、都道府県を通じて、広報誌やホームページへの掲載作業を行うよう依頼する。	A
33 市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%	厚生労働省	1,382市町村(79.4%) (平成30年度実績)	・令和3年度実績は1,605市町村(92.2%)。 ・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別の支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載した。	・引き続き、認知症ケアパスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。 ・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてケアパス作成に関する項目を設け、取組実施を促す。	A

(2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
34 医療従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 かかりつけ医 9万人 認知症サポート医 1.6万人 歯科医師 4万人 薬剤師 6万人 医療従事者 30万人 看護師等(病院勤務)4万人 看護師等(診療所、訪問看護等)実態把握の上検討	厚生労働省	かかりつけ医 63020人 認知症サポート医 9878人 歯科医師 12465人 薬剤師 24226人 医療従事者 147456人 看護師等(病院勤務)14953人	令和3年度の実績は以下の通りである。 かかりつけ医 72,299人 認知症サポート医 12,370人 歯科医師 21,824人 薬剤師 42,564人 医療従事者 188,622人 看護師等(病院勤務) 25,892人 ・令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者の研修カリキュラム等の見直しを行い、実施要綱を改正した。	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)」のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業において、看護職員を対象とする研修のカリキュラム等の見直しを検討する予定である。 今後は、これまでのカリキュラム等の見直し後の研修実施状況を踏まえ、研修等の継続的な実施及び研修内容等の改訂を適宜検討していく。	B B B A B B

(3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(案)
35 介護人材確保の目標値 (2025年度末に 245万人確保)	厚生労働省	介護職員数 195万人 (2017.10月時点)	介護職員数は212万人(2020年10月時点)を確保した。 ※2018年分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があったため、2017年の195万人とは比較できない。	介護人材確保に向けて、待遇改善や就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援など、総合的に取り組んでいく。 KPI/目標については3年おきに公表している「介護職員の必要数」に基づき設定しているところであり、令和3年7月に当該必要数を改めて公表したため、新たなKPI(案)は「介護人材確保の目標値(2025年度末に243万人確保)」とする。	B
36 介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 (2020年度末) 認知症介護指導者養成研修 2.8千人 認知症介護実践リーダー研修 5万人 認知症介護実践者研修 30万人 認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講	厚生労働省	認知症介護指導者養成研修 2469人 認知症介護実践リーダー研修 43762人 認知症介護実践者研修 283299人	令和3年度の実績は以下の通りである。 認知症介護指導者養成研修 2,608人 認知症介護実践リーダー研修 49,696人 認知症介護実践者研修 317,394人 認知症介護基礎研修 78,244人 ・令和3年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究」において、わかりやすい日本語、及び英語・ベトナム語等による。 ラーニング教材や補助教材を作成し、周知を行った。 ・上記見直しも踏まえつつ、引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施に努めていく。	引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施、及び必要に応じて研修内容を見直していく。 新たなKPI(案)は「介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 認知症介護指導者養成研修 2.8千人、認知症介護実践リーダー研修 5万人、認知症介護実践者研修 32万人、認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講」とする。 【進捗状況が低調な理由】 受講費や勤務調整、新型コロナウイルス感染症等の影響により、受講出来ていない者がまだ一定数いる可能性がある。 【対応策】(案) 新型コロナウイルス感染症の影響により受講出来ない状況にあつたため、引き続き、研修を受講しやすい環境を整える支援を継続し、受講状況に応じて研修内容の見直し等を検討していく。	未達成 未達成 S

(4) 医療・介護の手法の普及・開発

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(案)
37 BPSD予防に関するガイドラインや治療指針の作成・周知	厚生労働省		令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業等での検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」等を進めていく。	対応中
38 認知症対応プログラムの開発	厚生労働省		令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業等での検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」等の実施を進めていく。	対応中
39 患者・入所者の状態に応じた認知症リハビリテーションの開発・体系化	厚生労働省		令和2年度事業の研究報告について引き続き周知を進めるとともに、認知症政策研究事業等での検討を行っている。	認知症政策研究事業「MCIの人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」等の実施を進めていく。	対応中
40 認知症リハビリテーションの事例収集及び効果検証	厚生労働省		令和2年度事業の研究報告について引き続き周知を進めるとともに、認知症政策研究事業等での検討を行っている。	認知症政策研究事業「MCIの人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」等の実施を進めていく。	対応中
41 医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修における意思決定支援に関するプログラムの導入率 100%	厚生労働省	—	・令和3年度の調査研究で、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師向けの認知症対応力向上研修において、意思決定支援に関する内容を盛り込んだ研修カリキュラムの改訂を行った。 ・令和3年度の調査研修で、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや意思決定支援の理解促進・定着を図るため、医療・介護専門職向けのリーフレットを作成した。	・令和4年度の調査研究において、看護職員向け認知症対応力向上研修の研修カリキュラム改訂に取り組む。 ・昨年度の調査研究で作成したリーフレット等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図る。	A

(5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(案)
42 仕事と介護を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、介護休業等を取得しやすくなることにより、介護離職の防止を推進	厚生労働省		<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、有期雇用労働者の介護休業の取得要件が令和4年4月から緩和されているため、改正内容を含めた育児・介護休業法に基づく介護休業等の周知徹底・履行確保を行っている。 企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援を行った。 仕事と介護を両立する取組を行う企業を支援する助成金の活用を促進している。 労働者等向けに介護休業制度を広く周知する事業及び、介護支援専門員(ケアマネジャー)等を対象とした仕事と介護の両立に関する研修カリキュラムを用いた研修を行う事業を実施している。 	<p>引き続き以下について取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有期雇用労働者の介護休業の取得要件が緩和されていることを含め育児・介護休業法に基づく介護休業等の周知徹底・履行確保 企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援 仕事と介護を両立する取組を行う企業を支援する助成金の活用促進 労働者等向けに介護休業制度を広く周知する事業及び、介護支援専門員(ケアマネジャー)等を対象とした仕事と介護の両立に関する研修カリキュラムを用いた研修を行う事業の実施 	対応中
43 認知症カフェを全市町村に普及 (2020年度末)	厚生労働省	1,412市町村(81.1%) (平成30年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> 1,539市町村(88.4%)、7,886箇所(令和3年度実績) 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)に認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促した。 	<p>引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)によって、認知症カフェの開設による認知症の人の家族に対する支援事業を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)においても認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促す。 令和4年度老人保健健康増進等事業において、認知症カフェの類型と効果に関する調査研究を行っており、その結果を都道府県を通じて市町村に周知予定である。 <p>新たなKPI(案)は、大綱対象期間の終了年まで延長し「認知症カフェを全市町村に普及」とする。</p>	未達成
44 B P S D 防止のため、家族・介護者対象のオンライン教育プログラムの開発、効果検証	厚生労働省		厚労科学研究「認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習および支援プログラムの開発と有効性の検証」を実施し、とりまとめを行った。	実施した研究報告の活用方法を検討し、活用を進めていく。	対応中

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

※評価（案）：「評価基準」に従って3年目FUの進捗を基に算出した評価

(1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価（案）
45 バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成 (2020年度末)	国土交通省	バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標について、国・地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化の取組を着実に推進している。	令和3年度から5年間を目標期間とする新たなバリアフリー整備目標の達成に向け、基本構想の作成の促進や地方部におけるバリアフリー化整備に係る補助の拡充、「心のバリアフリー」の推進のためのキャンペーンの実施等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進している。	バリアフリー整備目標の達成に向け、引き続き、基本構想の作成の促進や地方部も含めたバリアフリー化整備、「心のバリアフリー」の推進など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していく。 バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標について、目標年度である2020年度末を迎えたことから、2025年度末を目標とする新たな整備目標に見直しを行ったため、新たなKPI(案)は「バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成(2025年度末)」とする。	対応中
46 地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通網形成計画の策定件数 500件	国土交通省	地域公共交通網形成計画の策定件数 519件(R1.6末時点)	令和2年11月27日に施行された「地域公共交通活性化再生法等の一部改正法」に基づく地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)は749件作成されている。(令和4年6月末時点作成件数)	改正地域公共交通活性化再生法により、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体を中心となって地域公共交通のマスター・プランを作成した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源を最大限活用した持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。 新たなKPI(案)は、令和3年5月に閣議決定された「交通政策基本計画」に基づき「地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通計画の策定件数 1200件(2024年度末)」とする。	S
47 全国各地での自動運転移動サービスの実現	国土交通省		令和3年7月に福岡県の「みやま市山川支所」、令和3年10月に島根県の「赤来高原」において本格導入した。	自動運転移動サービスの導入に向けて、引き続き自治体等の取組を支援していく。	対応中
48 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 4%	国土交通省	2.55% (平成30年度末時点)	令和2年度末時点では2.69%である。 (令和3年度末時点は現在集計中。)	引き続き、予算措置や税制措置等により、サービス付き高齢者向け住宅等の整備に関する支援を行っていく。	B
49 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数 17.5万戸 (2020年度末)	国土交通省	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として9,117戸が登録された。(R1.6月末時点)	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として749,672戸が登録された。(令和4年6月末時点)	今後も、地方公共団体や関係団体等と連携して、制度の周知や居住支援活動への支援も含め、登録促進・活用に向けた取組を実施予定。 新たなKPI(案)は、令和3年3月に閣議決定された「住生活基本計画」に基づき「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50% (2030年度末)」とする。	S
50 全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備	厚生労働省		220市町村(12.6%)、492チーム(令和3年度)でチームオレンジの取組を実施していた。 チームオレンジコーディネーターを養成するオレンジ・チャータ研修をオンライン等で開催した。 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてもチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促した。	・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業)による、チームオレンジの整備・運営を支援するチームオレンジコーディネーターの市町村への配置の支援を継続する。 ・オレンジ・チャーターなどのチームオレンジに関わる人材育成に関する研修の開催への支援を継続する。 ・市町村の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有。 ・全国講習会議等を通じて、チームオレンジの取組状況について、上記の内容を周知する。 ・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてもチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促す。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業において、チームオレンジの立ち上げ支援の在り方に関する調査研究を実施し、とりまとまり次第、その結果を都道府県を通じて市町村に周知予定。 【進捗状況が低調な理由】 コロナ禍において、こうした取組が進まなかった面があるほか、チームオレンジの立ちあげや人員の確保等の方法についての事例展開が十分ではなく、参考とする例が少なかった可能性がある。 【対応策】(案) 事業の狙いや柔軟な立ち上げが可能であること等の周知を通じて設置を促進するため、令和4年度老人保健健康増進等事業「チームオレンジの整備促進に関する調査研究」の結果を踏まえ、事業のコンセプトを分かりやすく伝えるとともに、チームオレンジの多様な立ち上げ方の例や留意点を周知する。 また、令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金において創設した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」の活用を促し、都道府県を通して取組が低調な市町村への支援を行う。 加えて、全国講習会議等の場において、チームオレンジの趣旨や目的を改めて市町村へ周知し、取組の促進を図る。	C

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(実)
51 居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体の80% (2020年度末)	国土交通省	68.58% (平成30年度末時点)	令和2年度末時点の実績は82.31%である。	現行のKPIについては、一定の普及が図られたことから、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月閣議決定)において、新たに居住支援協議会に関するKPI(居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率)を策定している。新たなKPI(案)は「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%(2030年度末)」とし、今後も当該KPIを踏まえ、引き続き予算措置等により、市区町村自らの居住支援協議会の設立促進を図っていく。	S
52 市町村の圏域を越えても対応できる見守りネットワークを構築	厚生労働省		・43都道府県で、市町村域を超えた見守りネットワークが構築された。(令和3年度) ・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対して、市町村の圏域を超えた見守りネットワークの構築に積極的に取り組むよう周知した。	・引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症総合戦略加速化推進事業)による、市町村の圏域を超えた広域のネットワーク構築の都道府県への支援を継続する。 ・都道府県の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定である。 ・全国課長会議等を通じて、ネットワーク構築について、上記の内容を周知する。	対応中
53 全都道府県でヘルプカード等のツールを活用	厚生労働省	—	・令和3年度老人保健健康増進等事業において、認知症の人本人の意向を示すツール(ヘルプカード等)の事例の調査、新たなツールの作成やその活用方法について、認知症の人本人の意見を踏まえつつ検討を行い、その成果についてホームページ等で周知を行った。 ・上記老人保健健康増進等事業によると、認知症の人本人がヘルプカードを活用することについて都道府県として取組を行っている。取組む意向がある都道府県は33都道府県。	全国課長会議等を通じて、ヘルプカード等のツールについて周知する。	対応中
54 認知症バリアフリー宣言件数・認証制度応募件数・認証件数(認知症バリアフリー宣言、認証制度の仕組みの検討結果を踏まえて検討)	厚生労働省	—	・認知症バリアフリー-WGの下に「認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会」を設置し、宣言及び認証制度のあり方について検討を行った。 ・宣言制度は、試行事業を実施するとともに、その結果を踏まえ、本格実施に向けた制度スキームを検討し、令和4年3月から本格実施。 ・認証制度は、導入に当たっての質の担保と運営コスト、地域の既存制度との整合性等について、さらに検討を行うこととした。	・引き続き「認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会」において、宣言及び認証制度、さらには表彰制度のあり方について検討を行う。 ・宣言制度は、本格実施後の実態把握や効果検証を行うとともに、普及・啓発策を検討する。 ・認証及び表彰制度は、昨年度の検討課題等を踏まえ、制度のあり方について検討する。	対応中
55 消費者志向経営優良事例表彰の実施状況	消費者庁		内閣府特命担当大臣表彰を1件、消費者庁長官表彰を6件、選考委員長賞を1件決定し、令和4年3月に、令和3年度消費者志向経営優良事例表彰表彰式を実施したところ。	令和4年度は、内閣府特命担当大臣表彰、消費者庁長官表彰を決定し、表彰式を実施する予定である。	対応中
56 本人の意見を踏まえた商品・サービスの登録件数(本人の意見を踏まえ開発された商品・サービスの登録制度に関する検討結果を踏まえて設定)	厚生労働省 経済産業省	—	【厚生労働省】経済産業省が事務局となっている「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ」において、本人の意見を踏まえた商品・サービス開発について議論が行われており、同WGIに参画した。 【経済産業省】本人の意見を踏まえた「当事者参画型の開発モデル」について、外出・移動や口腔ケアなどの生活課題に応じたプロトタイピングを行う企業のリクルートを完了した。	【厚生労働省】引き続き、「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ」に参画し、必要な協力方策を検討していく。 【経済産業省】引き続き、生活課題に応じた個社のプロトタイピングを支援するとともに、その結果を踏まえて、当事者主導による製品サービスの開発について、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて協議予定である。	対応中

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(※)
57 地域の実情に応じた食料品アクセス環境の改善（対策を必要とする地域における取組の実施割合）	農林水産省	市町村または民間事業者のいずれかで対策が実施されている割合、88.7% (R1.3月末時点)	令和3年度「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査及び関係者へのヒアリングを実施した。アンケート調査では、対象地域における取組の実施割合は91.6%であり、昨年度に引き続き90%以上であった。アンケート結果をポータルサイト上に掲載し、取組未実施の地域において参考となるよう情報発信した。ヒアリングでは、補助事業を活用した地域において、民間団体等が地方公共団体と連携して、移動販売車等を行う従来の手法に加え、ドローンを用いた配達や公民館等を活用した食料品販売システム等、従来よりも広い範囲で食料品の安定供給を実現できる取組が明らかになった。	令和4年度「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査及び関係者へのヒアリングを行う。さらに、引き続き民間団体等が実施する課題解決への取組を推進。	対応中
58 買い物しやすい環境整備（買い物しやすい環境整備に関する検討結果を踏まえ、必要に応じて設定）	経済産業省 (金融庁)		【経済産業省】「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」のテーマの1つとして買い物を設定し、効果検証を行う事業者を継続採択。スーパーにおける買い物支援サービスについての効果検証に向けたリクルート活動を行った。	【経済産業省】引き続き、「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」において、テーマの1つである買い物について、引き続き効果検証を実施予定。	対応中
59 全預金取扱金融機関の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合50%以上（ 2021年度末 ）	金融庁	後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策として、後見制度支援預貯金のモデルスキームを提示。 左記KPIに係る指標はH30.12時点での約12%。	アンケート調査の結果を集計し、その結果を金融庁ウェブサイトに掲載。令和3年3月末時点での約65%が導入済となっており、KPIを達成した。 令和4年3月末時点における進捗状況を確認するため、金融機関にてアンケート調査を実施した。	左記アンケート調査の集計結果（令和4年3月末時点）を金融庁ウェブサイトに掲載した。令和4年3月末時点での約69%が導入済となっており、KPIを達成した。 引き続き、預金取扱金融機関に対し、後見制度支援預貯金等の導入を促していく。 新たなKPI（※）は、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき「後見制度支援信託・預貯金の普及」とする。	S
60 成年後見制度の利用促進について（ 2021年度末 ） ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村 ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村 ・中核機関において後見人候補を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村 ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村 ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村 ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村 ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県	厚生労働省	・中核機関を整備した市区町村数 492市区町村 ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 470市区町村 ・中核機関において後見人候補を推薦する取組を行っている市区町村数 210市区町村 ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 127市区町村 ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 451市区町村 ・市町村計画を策定した市区町村数 829市区町村 ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 4248人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 47 (令和3年10月時点) ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 一 (平成30年10月時点)	令和3年10月時点での実績は以下の通りである。 ・中核機関を整備した市区町村数 836市区町村 ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 808市区町村 ・中核機関において後見人候補を推薦する取組を行っている市区町村数 456市区町村 ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 1741市区町村 ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 127市区町村 ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 451市区町村 ・市町村計画を策定した市区町村数 829市区町村 ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 4248人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 47 (令和3年10月時点)	・令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき取組を推進する。 ・第二期計画の考え方を踏まえ、取組の遅れている小規模市町村への支援として、都道府県の機能強化に取り組む。具体的には、令和4年3月から創出した補助事業を通じて、都道府県単位の協議会の設置や市町村・中核機関向け研修の実施、アドバイザーの配置を進めている。また、都道府県単位の研修を充実させるとともに、毎月1回、都道府県職員等の交流会を開催し、都道府県間の情報交換や共有を促す。 ・この他、自治体や中核機関からの体制づくりに関する相談を受ける全国的な窓口（K-ねっこ）や、成年後見制度利用促進ポータルサイトの運用を実施する。 ・新たにKPI（※）は、上記計画に基づき「成年後見制度の利用促進について（2024年度末）中核機関（権利擁護支援センター等を除く）を設置した市町村数 全1741市町村、リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 全1741市町村、リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 全1741市町村、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のため必要な見直し等の検討を行った市町村数 全1741市町村、市町村計画を策定 第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数 全1741市町村、担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定を行った都道府県数 全47都道府県、担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修を実施している都道府県数 全47都道府県、市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数 全47都道府県、協議会を設置した都道府県数 全47都道府県、意思決定支援研修を実施している都道府県数 全47都道府県」とする。	未達成
				【進捗状況が低調な理由】 取組が進んでいない地域は小規模市町村がほとんどであり、その理由として、当該施策は、家庭裁判所や法律専門職との連携が重要であるが、小規模市町村では、これら機関や関係者が存在しない地域や関係性が薄い地域が多いため。 【対策策】（※） 家庭裁判所や法律専門職団体は、都道府県単位で設置されていることから、都道府県の機能を強化し、小規模市町村等の取組の後押しを行う。	S
					S

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	*評価(案)
61 人口5万人以上の全ての市町において、消費者安全確保地域協議会の設置	消費者庁	消費者安全確保地域協議会設置自治体数222(内、人口5万人以上の市町107)(R1.5月末時点)	消費者安全確保協議会を設置した自治体数は397である。(内、人口5万人以上の市町168) 新たなKPI(案)の実施状況:消費者安全確保協議会設置市區町村人口カバー率50%以上16府県(令和4年6月末時点)	地方公共団体への働きかけやモデル事業の実施等を通じ、引き続き設置促進を図る。 令和2年に「地方消費者行政強化作戦2020」を取りまとめ、都道府県内人口カバー率50%を全ての都道府県で達成することを目指していることから、新たなKPI(案)は「消費者安全確保地域協議会設置市區町村の都道府県内人口カバー率50%以上」とする。	B
62 消費者被害に関する注意喚起の継続的な実施	消費者庁 警察庁 金融庁		<p>【消費者庁】関係省庁と連携し、公的機関等を騙り金銭・個人情報を詐取する消費者被害を防止するため、新型コロナワクチン詐欺に係る注意喚起を始めとする消費者向けの各種注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】・特殊詐欺被害防止のため、ウェブサイトを活用した注意喚起を実施するとともに、政府広報室と連携し、政府広報テレビ・ラジオ番組・新聞広告、Yahoo!バナー広告、ウェブサイトの活用・視覚障害者向けの音声啓発等における注意喚起を実施した。</p> <p>・特殊詐欺被害を防止するための広報啓発活動を行うことを目的として、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)とともに、広報啓発用イベントの実施、広報啓発用ポスター、広報啓発用動画の制作等を政府広報室等の関係機関とも連携しながら展開し、特殊詐欺被害に関する注意喚起を実施した。</p> <p>【金融庁】・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表。</p> <p>・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表。</p> <p>・業界団体との意見交換会において、特殊詐欺に係る取組みの要請や新たな手口の不正送金等への対策の強化を要請。</p> <p>・警察庁と連携し、業界団体に対し、特殊詐欺の被害防止対策の取組みを推進することを要請。</p> <p>・日本資金決済業協会を通じ、前払式支払手段発行者に対して、前払式支払手段の有効期限などについて、利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確な情報提供を行おう促した。また、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対して、利用者からの苦情等に対し迅速かつ適切な対応ができるよう必要な態勢を整備するよう促した。</p> <p>・政府広報を通じて、プリペードカード詐欺に関する注意喚起(平成28年6月～インターネットテレビ)の実施。</p> <p>・各財務(支)局において、講演等を通じた投資詐欺等についての注意喚起・金融知識の普及啓発を実施。</p>	<p>【消費者庁】今後も、引き続き、関係省庁と連携し、公的機関等を騙り金銭・個人情報を詐取する消費者被害を防止するため、消費者向けの注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】・引き続き、ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビ番組、CM、ラジオ番組やインターネットバナー広告等により、特殊詐欺被害防止に向け、効果的な各種取組を実施していく。</p> <p>・引き続き、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と、各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施していく。</p> <p>【金融庁】・警視庁、全銀協等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用者被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。</p> <p>・特殊詐欺対策に係る取組を引き続き実施していく。</p>	対応中
63 認知症の発症に備える民間の認知症保険を販売している保険会社の数	金融庁	12社／42社(※) ※全ての生命保険会社数	販売している保険会社数が2社増加し、42社中23社にて販売中である。	引き続き、業界団体との意見交換会等の場において、様々な商品の開発や普及など、認知症対応に向けた積極的な取り組みを促していく。	対応中
64 認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険を販売している保険会社の数	金融庁	23社／27社(※) ※個人向け損害保険商品を販売している損害保険会社数	個人向けの損害保険商品を販売している損害保険会社28社中24社が販売している。残り4社はペット保険やダイレクト型自動車保険を専業とする会社であるため、実質的には既に全社で販売中である。	引き続き、業界団体との意見交換会等の場において、様々な商品の開発や普及など、認知症対応に向けた積極的な取り組みを促していく。	対応中

(2) 若年性認知症の人への支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(実)
65 全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・フォローアップ研修を受講	厚生労働省	—	<p>・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行った。</p>	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症支援コーディネーターの設置に係る費用の支援を継続する。 ・全国課長会議等で、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行う。 ・令和4年10月現在の受講状況(フォローアップ研修は令和4年度受講予定含む) ○初任者研修:129人/133人(97%) ○フォローアップ研修:108人/127人(85%)	A
					A
66 全国若年性認知症支援センターがコーディネーターから受ける相談件数の増加	厚生労働省	41件 (平成30年度)	・令和3年の受講状況相談件数は以下の通り。 213件(令和2年 120件、令和元年 50件) ※行政担当者の相談:令和3年 73件	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業による、全国若年性認知症支援センター運営事業の補助を継続する。 ・全国課長会議等で、全国若年性認知症支援センターの業務内容及び活用について周知を行う。	A
67 若年性認知症の有病率・実態把握	厚生労働省		若年性認知症の有病率については令和2年3月に調査結果をとりまとめた。	引き続き、令和2年3月のとりまとめ結果を踏まえ、若年性認知症に関する施策を推進する。	S

(3) 社会参加支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(実)
68 学び（社会教育施設での講座の受講等）を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省		社会教育を基盤とした取組(高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組(高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。	S
69 認知症地域支援推進員の活動状況を全国に横展開	厚生労働省		令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省ホームページに活動の手引き及び事例集を掲載していることを伝え、市町村や認知症地域支援推進員等への周知を依頼した。	引き続き、全国課長会議等で活動の手引きや事例集についての周知を行う予定である。	S

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI／目標

5. 研究開発・産業促進・国際展開

※評価(案)：「評価基準」に従って3年目FUの進捗を基に算出した評価

- (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- (2) 研究基盤の構築
- (3) 産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	3年目FU (R4.7月以降の取組予定)	※評価(案)
70 認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得 3件以上	文部科学省 厚生労働省	認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得 1件 (厚生労働省)	【文部科学省】POCを確立したタウ病変PETに関して、グローバル臨床試験を実施している。 認知症の責任神経回路の解明に向けた研究や診断・層別化のためのバイオマーカーの開発を推進した。 【厚生労働省】POCを確立した血液中Aβ測定や脳液中Aβ測定および神経フィラメント軽鎖による脳内病態把握に関する研究が進められているほか、さらなるバイオマーカー開発のため血液中フロチリンの解析および反応性アストログリオースの定量化等による研究開発を試みている。	【文部科学省】引き続き、認知症の責任神経回路の解明に向けた研究やバイオマーカーの開発を推進する。 【厚生労働省】バイオマーカー開発のため血液中フロチリンの解析および反応性アストログリオースの定量化等による研究開発を進めていく。 新たなKPI(案)は「認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得 5件以上」とする。	S
71 認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立	経済産業省		「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を実施。同時に、非医療者でも利活用可能な評価指標についても検証を実施した。	引き続き、「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を実施する。	対応中
72 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始	厚生労働省		日本発の認知症の疾患修飾薬であるBAN2401(エーザイ社)(抗アミロイドβ抗体治療薬)の第III相臨床治験が2019年に開始され、進行を見守っている。	同臨床治験第III相試験で有意な結果が得られ、承認申請を目指している状況である。	S
73 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化	文部科学省 厚生労働省		【文部科学省】構築済みの1万人超の脳画像データベースの参加者を対象に追跡調査を継続し、累計約3500人の経時データを取得した。撮像に加えて、認知症スクリーニングに重要とされる個別認知調査も実施した。また、認知機能低下の早期マーカーとして期待される嗅覚についての詳細調査にも共同研究を通じて取り組んだ他、簡易脳波計を用いた共同研究も実施中である。 【厚生労働省】大規模認知症コホート(一万人コホート)(地域住民11,410人)における約4,000人の全ゲノム解析と約10,000名のGWAS解析を行った。さらに疫学データ、生体サンプルデータとの関係を解析してきている。同時に、CANDDs等のデータバンクへの整備を検討・準備中である。	【文部科学省】引き続き追跡調査を継続し、年度末までに累計約4500人の経時データを取得する予定。撮像に加えて、認知症スクリーニングに重要とされる個別認知調査も実施する。客観的な睡眠指標・身体活動量などのライフログと認知機能の関連を分析するための共同研究契約を締結し、9月よりデータ収集を開始している。 【厚生労働省】今後も引き続き左記研究等を推進する。	対応中
74 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築	厚生労働省		令和元年10月に薬剤治験対応コホート(J-TRC)がWeb上で開始され、令和2年にはオンラインスタディも起動し、アミロイドPET検査が開始され、現在も継続中である。	Webスタディを12,186人(令和4年9月時点)から約2万人まで増やす。また、オンラインスタディを456人(令和4年9月時点)から700人まで増やし、治験組み入れ候補(認知症前臨床期)の登録を400人を目標に確保する。	S